

小美玉市所有者不明土地対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 計画の背景と目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、低未利用土地や不動産登記簿だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）が増加しています。これらの土地はまちの活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じさせるおそれがあります。本市では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地・低未利用土地に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「小美玉市所有者不明土地対策計画」を作成します。

(2) 計画の位置付け

本計画は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき作成するものです。

(3) 取組方針

本市では、人口減少や高齢化に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれます。所有者不明土地の発生を抑制するため、所有者に対して低未利用地の利活用や適正管理を促していきます。また、小美玉市空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地・低未利用土地対策に取り組みます。

(4) 計画の対象とする地域

管理不全状態の土地は市内全域で発生する可能性があることから、本計画では、市内全域を対象地域とします。

(5) 計画の対象とする土地

本計画の対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

2 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、空き家バンクにより、活用希望者とのマッチングを行います。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

本市においては、相談窓口の充実を図るとともに、庁内関係部署において、横断的な連携を図り、本計画を推進します。

4 所有者不明土地等の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地・低未利用土地の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。

5 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。